

ゴルフ場利用税の現行制度の堅持に関する要望

ゴルフ場利用税については、本年の税制改正において議論されるものと考えられ、ゴルフ場利用税の存続は予断を許さないことが予想されます。

ゴルフ場利用税は、県税ではありますが、その税収の7割が交付金として、ゴルフ場所在市町村に交付されており、市町村のゴルフ場関連の特有の行財政需要に対応するとともに、特に財源に乏しい中山間地域の当該市町村にとりましては貴重な財源となっております。

これらのことから、ゴルフ場利用税の現行制度を堅持していただきますよう強く要望いたします。

平成27年10月23日

埼玉県市長会

会長 田中 暄二



埼玉県町村会長

会長 吉田 昇

